

## G20 福岡財務大臣・中央銀行総裁会議交通総量抑制連絡協議会 設置要綱

### (目的)

第1条 G20 福岡財務大臣・中央銀行総裁会議（以下「財務大臣・中央銀行総裁会議」という。）の安全かつ円滑な進行と会議開催に伴う交通規制によって発生する交通混雑等の住民生活及び経済活動への影響を最小限に抑えることを目的として、G20 福岡財務大臣・中央銀行総裁会議交通総量抑制連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する協議を行うものとする。

- (1) 財務大臣・中央銀行総裁会議の期間中における自動車の利用の自粛及び運行調整に係ること。
- (2) 財務大臣・中央銀行総裁会議の期間中における公共交通の利用の促進に係ること。
- (3) 前2号に掲げる事項に関する広報に係ること。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、協議会の目的を達成するために必要となること。

### (組織)

第3条 協議会は、別表第1 団体名の欄に掲げる団体をもって構成し、それぞれ当該団体における別表第1 役職の欄に掲げる役職にあるものを委員とする。

- 2 会長は、必要と認めるときは、新たに協議会を構成する団体を加えることができる。
- 3 委員の任期は、協議会が設置された日から協議会が解散する日までとする。ただし、任期中であっても、別表第1 役職の欄に掲げる役職を離れたときは、委員の職を失うものとする。
- 4 前項の規定により委員の職を失ったときは、別表第1 役職の欄に掲げる役職の後任者が委員となり、その任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、福岡市総務企画局理事をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、福岡県企画・地域振興部長及び福岡県警察本部交通部長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ

の職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、代理の者を会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 6 委員の招集が困難である場合にあつては、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

(会議録の作成)

第6条 会長は、協議会の事務局の職員をして会議録の作成を命じる。

- 2 会議録に署名する委員は、2人とし、会長が会議において指名する。
- 3 会議録は、印刷して、委員及び関係者に配布する。

(ワーキンググループの設置)

第7条 第2条各号に掲げる事項に係る実務的な検討を行うため、協議会にワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、別表第2団体名の欄に掲げる団体をもって構成し、それぞれ当該団体における別表第2役職の欄に掲げる役職にあるものを委員とする。
- 3 ワーキンググループ長は、福岡市総務企画局課長（G20 福岡財務大臣・中央銀行総裁会議担当）をもって充てる。

(解散)

第8条 会長は、協議会が第1条に掲げる目的を達したと認めるときは、解散を通知する。

(事務局)

第9条 協議会及びワーキンググループの事務を処理するため、福岡市総務企画局及び福岡県警察本部警備部内に事務局を置く。

- 2 事務局に関して必要な事項は、会長が定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第 1

団体名	役職
福岡市	総務企画局理事
福岡県警察本部	交通部長
福岡県	企画・地域振興部長
北九州市	企画調整局長
九州農政局福岡県拠点	地方参事官
九州経済産業局	総務企画部長
九州運輸局	自動車交通部長
九州運輸局福岡運輸支局	支局長
九州地方整備局	企画部長
九州地方整備局福岡国道事務所	事務所長
九州管区警察局	広域調整部広域調整第二課長
福岡県市長会事務局	事務局長
福岡県町村会事務局	事務局長
西日本高速道路株式会社九州支社	保全サービス事業部長
福岡北九州高速道路公社	理事
一般社団法人九州経済連合会	総務広報部長
福岡商工会議所	参与
福岡県商工会連合会	会長
福岡経済同友会	事務局長
福岡県経営者協会	事務局長
一般社団法人福岡県中小企業経営者協会連合会	事務局長
福岡県中小企業団体中央会	専務理事
日本郵便株式会社福岡中央郵便局	総務部長
九州旅客鉄道株式会社	営業部担当部長
西日本鉄道株式会社	取締役上席執行役員自動車事業本部長
福岡市交通局	総務部長
一般社団法人福岡県バス協会	専務理事
一般社団法人福岡県貸切バス協会	代表理事
一般社団法人福岡県レンタカー協会	会長
一般社団法人福岡県タクシー協会	会長
一般社団法人福岡市タクシー協会	常務理事
公益社団法人福岡県トラック協会	常務理事

## 別表第2

団体名	役職
福岡市	総務企画局課長
福岡県警察本部	警備部G20 サミット対策課長
	交通部交通規制課長
福岡県	企画・地域振興部国際政策課長
	企画・地域振興部交通政策課長
北九州市	企画調整局企画課長
九州農政局福岡県拠点	総括農政推進官
九州経済産業局	総務企画部総務課長
九州運輸局	鉄道部計画課長
九州運輸局福岡運輸支局	首席運輸企画専門官(企画調整担当)
九州地方整備局	企画部企画調整官
九州地方整備局福岡国道事務所	副所長
九州管区警察局	広域調整部広域調整第二課調査官
福岡県市長会事務局	事務局次長
福岡県町村会事務局	事務局長
西日本高速道路株式会社九州支社	保全サービス事業部道路管制センター交通管制課長
福岡北九州高速道路公社	総務部総務課長
一般社団法人九州経済連合会	総務広報部次長
福岡商工会議所	産業振興部特命担当部長
福岡県商工会連合会	会長
福岡経済同友会	事務局長
福岡県経営者協会	企画・広報部長
一般社団法人福岡県中小企業経営者協会連合会	主事
福岡県中小企業団体中央会	総務企画課長
日本郵便株式会社福岡中央郵便局	総務部課長
九州旅客鉄道株式会社	営業部企画課担当課長
西日本鉄道株式会社	自動車事業本部営業部営業第二課長
福岡市交通局	総務部営業第1課長
一般社団法人福岡県バス協会	専務理事
一般社団法人福岡県貸切バス協会	事務局長
一般社団法人福岡県レンタカー協会	事務局長
一般社団法人福岡県タクシー協会	事務局長
一般社団法人福岡市タクシー協会	常務理事
公益社団法人福岡県トラック協会	事業局長